

【令和元年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和元年10月11日 総務委員長 野田 雅之

- 「議案第108号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 改正法施行後に本市職員が成年被後見人等となった場合の対応について

改正法の施行に伴い、本市職員が成年被後見人等となった場合であっても、それを理由として自動的に失職とはならず、既存の分限条例等に鑑みて個別に判断することになる。心身の故障による場合がほとんどであると想定されるため、例えば、病気休職である場合は、3年間の休職期間満了後も病状が回復しない場合は分限免職といった扱いになることが想定される。

* 改正法施行後の職員採用時の対応について

現状では、成年被後見人等は職員となることができないため、選考試験を受験できないが、改正法施行後の職員採用に当たっては、筆記、面接試験等を通じて公務員になるための適格性等を確認し、合否の決定を行うなど、一般の受験者と同様の対応を行うこととなる。

* 改正法施行に伴い欠格条項が削除された旨の関係団体に対する周知方法について

周知方法について今後検討していきたい。

* これまでに成年被後見人等に該当したため、失職するに至った事例の有無について

過去30年間で3人が該当したことを確認している。

* これまでに失職した3人について、法改正後の対応を適用した場合の考え方について

1人目については、事故にあった際に後遺症を患い、判断する能力を有しない状態になったため、分限条例を適用しても回復見込みがないとみなされ、分限処分を取らざるを得なくなると思われる。

2人目については、精神上の障害を患い、思考障害等が現れ、市民対応等が難しくなったもの、3人目については、転倒した際に頭部に損傷を負い、昏睡状態に陥るなどの経過があったものであり、それらの場合は、病気休職中の経過を考慮し、指定医師の判断等も踏まえ個別に判断することになると思われる。

《意見》

* 県内には約2万人の成年被後見人等の該当者がいるとの情報もあり、制度の趣旨を踏まえ、個別に丁寧な対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第119号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第124号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 今後の北部市場及び南部市場の運営手法について

北部市場は現在と同様に、当面は市が直営で運営を行っていく予定である。また、南部市場は現在、指定管理者が運営しており、当面は指定管理者制度による運営を維持していく予定である。

* 他都市の状況を踏まえた南部市場の指定管理期間の延長に関する本市の見解について

改正卸売市場法の施行日が、想定する日程の中で最も遅い令和2年6月21日に決定し、また、主要な市場において場内事業者間の意見調整に時間を要したことから、全国的に本年12月以降に市場業務条例の改正が予定されている状況である。本市としても市場間競争が進む中で、他都市に先駆けて条例改正を行うリスクを回避するため、各都市の状況を見極めて条例改正を行う必要があることから、指定管理期間を延長する必要があると考えている。

* 市場業務条例等の改正を見据えた場内事業者等との意見交換の状況について

昨年9月頃に、川崎市卸売市場経営プランの改訂に併せて場内事業者等と個別にヒアリングを行い、年明けには、部門ごとに会議等を開催し、市場業務条例改正の考え方等を説明した。また、本年2月には、市場内の運営協議会において条例改正の検討状況の報告を行い、3月から6月に両市場で場内事業者等に対する意見交換等を行った。

* 意見交換の際の場内事業者等からの反応について

今後の市場業務条例の主な改正のポイントは、取引ルールに関するものであり、卸の第三者販売や仲卸の直荷引きなどで、満場一致とまではいかないが、場内事業者等から一定の理解はいただいているものと理解している。

* 指定管理者選定評価委員会における主な意見について

市場の取引ルールについては、場内事業者と慎重に協議を重ね、その上で市場業務条例の改正内容を検討する必要があるが、条例の改正内容が定まっていない現状では、次の指定管理者を募集するのは現実的ではなく、指定管理期間の再延長については特例的なことではあるが、やむを得ない等の意見があった。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第126号 令和元年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 本庁舎等建替事業費の増額の可能性について

当該事業については、工期が長期に渡ることから事業費の見通しは難しく、想定不可能な事態等が全く起こらないと断定することはできないところであるが、

可能な限り将来の予測等を行い、物価変動等を含めた検討を行った上で算出した事業費であるため、今回提案した予算額で事業を執行したいと考えている。

《意見》

- * 羽田連絡道路整備事業費について、当該事業は当初、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に間に合わせる予定であったが、現在、間に合わせる事が困難になっているだけでなく、市民生活への事業に対する必要性についても示されていない上、事業全体の総額は増額になる提案であり、不要・不急の事業と言わざるを得ない。また、多摩川の貴重な生態系に悪影響を及ぼすことも懸念されているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決